

令和5年7月19日

専門部県高総文祭開催に係る著作権の取扱いについて

(県高文連事務局)

1 再発防止策について

(1) 県及び高文連の基本的な考え方

関係専門部に専門部県高総文祭開催前に著作権に関するチェックリストの提出を義務づける。

著作権に関する権利者の許諾が得られていない学校の参加を認めない。

→著作権に関する権利者の許諾が得られている学校のみが大会に参加できる。

※県及び高文連主催の大会を想定しているため、連盟主催大会等については、各専門部で対応を決定する。

(2) 具体的な確認方法

ア 高文連事務局からチェックリストの例示（別添のとおり）

なお、各専門部により参加校数、許諾の方法・種類等が異なるため例示としている。

イ 各学校の対応

著作権に関する権利者の許諾が必要な場合は、各学校で所定の手続きを行い、大会前に各専門部に許諾書の写しを提出する。

また、楽譜等の適正数の購入についても必ず専門部に報告する。

ウ 各専門部の対応

・大会実施前に各学校から提出された許諾書の写しを確認し、チェックリストを作成する。

・著作権に関する権利者の許諾が得られていない学校の参加を認めない。

→著作権に関する権利者の許諾が得られている学校のみが大会に参加する。

・大会実施前までに高文連事務局にチェックリストを提出する。

エ 高文連事務局及び県の対応

高文連事務局は、各専門部から提出されたチェックリストを確認するとともに、県(高校教育課)に著作権に関して、適正な手続を確認した大会の実施である旨を報告する。

2 その他

各専門部は、著作権に関する権利者の許諾を要するものについて、適正な手続を行わず大会に参加した学校の取扱いについて事前に決定し、各校の了解を得ておくものとする。